

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の概要

【背景】

○ 会計検査院 平成27年度決算検査報告（2016年（平成28年）11月7日）（抄）

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、**預金保険機構の財務の健全性を維持するため**に活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示したもの

○ 衆議院本会議 平成27年度決算に関する議決（2017年（平成29年）6月8日）（抄）

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定については、多額の利益剰余金が生じていることから、余裕資金の有効活用のため、適時に国庫納付したり、**預金保険機構の財務の健全性維持に活用したり**できるよう制度を整備することも含め、その取扱いを早急に検討すべきである。

○ 参議院決算委員会 平成27年度決算審査措置要求決議（2017年（平成29年）6月5日）（抄）

政府は、金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、今後見込まれる必要な資金を把握し、残りの資金については**適時の国庫納付や預金保険機構の財務の健全性確保のために活用すること**などを早急に検討すべきである。



【本法案の内容】

○ 適時の国庫納付 関係

預金保険機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日前において、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を国庫に納付することができることする。

○ 預金保険機構の財務の健全性を維持するための活用 関係

預金保険機構は、金融再生業務の終了の日又は金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定に繰入れをすることとする。

（注）2019年度（平成31年度）予算において、金融機能早期健全化勘定における利益剰余金のうち8千億円を国庫に納付する予定。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための 資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

現状

近年の**情報通信技術の進展**に伴い、**金融取引が多様化** → **これに対応した制度整備が必要**

課題① 暗号資産(仮想通貨)の流出事案の発生や投機対象化



利用者保護の確保や業務の適正化が必要

課題② 暗号資産(仮想通貨)を用いた証拠金取引や資金調達(ICO)の登場



取引ルールの整備・明確化が必要

課題③ 情報・データの利活用の社会的な進展や金融取引の国際化



金融機関の業務範囲規制の整備等が必要

改正の概要

国際的な動向等を踏まえ、法令上の呼称を「**仮想通貨**」から「**暗号資産**」に変更

①暗号資産の交換・管理業務への対応

- ◆顧客の暗号資産は、原則として信頼性の高い方法(コールドウォレット等)で管理することを義務付け
- ◆顧客の暗号資産を流出リスクがある方法(ホットウォレット)で管理する場合には、別途、見合いの弁済原資(同種・同量の暗号資産)を保持することを義務付け
- ◆過剰な広告・勧誘を禁止 など

②暗号資産を用いた新たな取引への対応

- ◆暗号資産を用いた証拠金取引について、外国為替証拠金取引(FX取引)と同様に、販売・勧誘規制等を整備
- ◆収益分配を受ける権利が付与されたICOトークンについて、
 - ・金融商品取引規制の対象となることを明確化
 - ・株式等と同様に、投資家への情報開示の制度や販売・勧誘規制等を整備 など

③情報・データの利活用の進展等への対応

- ◆金融機関(銀行、保険会社等)の業務に、顧客に関する情報を同意を得て第三者に提供する業務等を追加
- ◆金融機関が行う店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関し、国際的な取引慣行に対応するための規定を整備 など

* PDCAの観点を踏まえ、改正法の施行後5年を目途とする検討規定を附則で措置

- 暗号資産の取引に関するルールの明確化や業務の適正化を通じた**イノベーションと利用者保護のバランスの確保**
- 利用者利便の向上や決済の安定性確保を通じた**金融の機能に対する信頼の向上**

**「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための
資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」
説明資料**

**平成31年3月
金融庁**

暗号資産（仮想通貨）を巡る経緯と対応

- マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な要請等を受け、暗号資産（仮想通貨）の交換業者に登録制を導入（2017年4月施行）
 - ✓ 口座開設時における本人確認等を義務付け
 - ✓ 利用者保護の観点から、一定の制度的枠組みを整備
(最低資本金、顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理 など)

顧客の暗号資産（仮想通貨）の流出事案が発生

暗号資産（仮想通貨）が投機対象化

事業規模の急拡大の一方で、
交換業者の態勢整備が不十分

暗号資産（仮想通貨）を用いた
新たな取引が登場

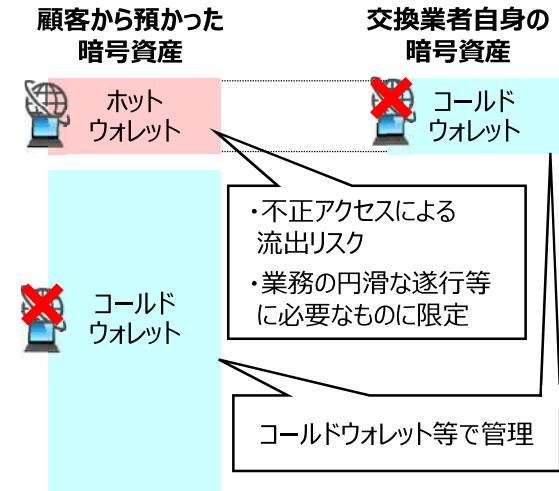
対応

- 利用者保護の確保やルールの明確化のための制度整備
- 國際的な動向等を踏まえ、法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更

暗号資産の交換・管理に関する業務への対応

暗号資産の流出リスクへの対応

- 交換業者が顧客から預かっていた暗号資産のうち、ホットウォレット（オンライン）で管理していた暗号資産が流出する事案が複数発生
- ↓
- 交換業者に対し、業務の円滑な遂行等のために必要なものを除き、**顧客の暗号資産を信頼性の高い方法（コールドウォレット等）で管理することを義務付け**
ホットウォレットで管理する顧客の暗号資産については、別途、**見合いの弁済原資（同種・同量の暗号資産）の保持を義務付け**



過剰な広告・勧誘への対応

- 交換業者による過剰な表現を用いた広告・勧誘
- ↓
- **広告・勧誘規制を整備**
 - 虚偽表示・誇大広告の禁止
 - 投機を助長するような広告・勧誘の禁止 など

暗号資産の管理のみを行う業者への対応

- FATF（マネロン対策等を扱う国際会議）が、暗号資産の管理のみを行う業者（カストディ業者）について、各国協調して規制を課すことを求める勧告を採択
〔2018年10月〕
- ↓
- **カストディ業者に対し、暗号資産交換業規制のうち、暗号資産の管理に関する規制を適用**
(本人確認義務、分別管理義務 など)

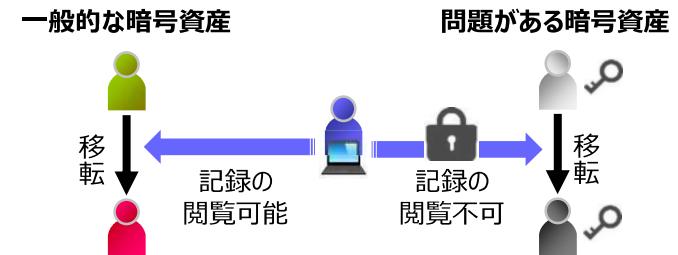
暗号資産の取引の適正化等に向けた対応

問題がある暗号資産への対応

- 移転記録が公開されずマネロンに利用されやすいなどの問題がある暗号資産が登場



- 交換業者が取り扱う暗号資産の変更を事前届出とし、問題がないかチェックする仕組みを整備
(注) 交換業者が取り扱う暗号資産を審査する自主規制機関とも連携



暗号資産を用いた不公正な行為への対応

- 暗号資産の取引において、不当な価格操作等が行われている、との指摘



- 風説の流布・価格操作等の**不公正な行為を禁止**



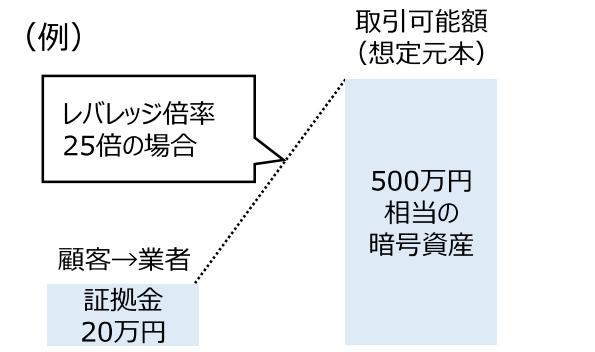
暗号資産に関するその他の対応

- 交換業者の倒産時に、預かっていた暗号資産を顧客に優先的に返還するための規定を整備

暗号資産を用いた新たな取引への対応

暗号資産を用いた証拠金取引への対応

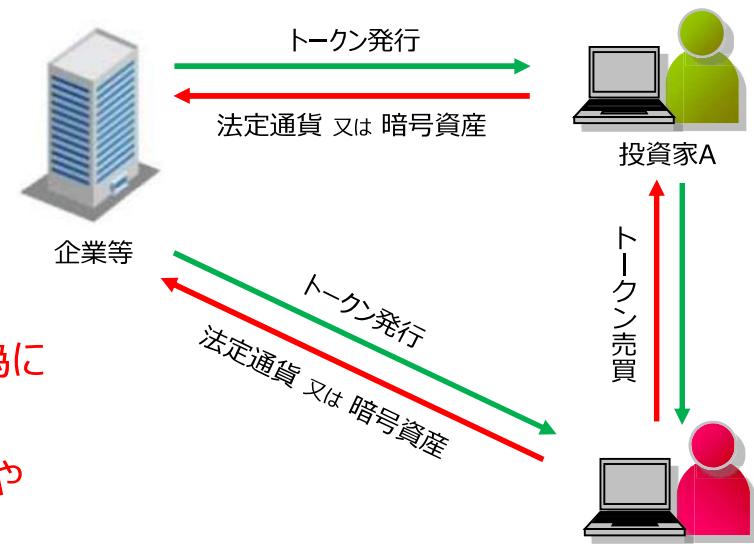
- 国内の暗号資産の取引の約8割を占める証拠金取引について、現状では規制対象外
- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に、**金融商品取引法上の規制（販売・勧誘規制等）**を整備



ICO (Initial Coin Offering)への対応

※ICOは、企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称

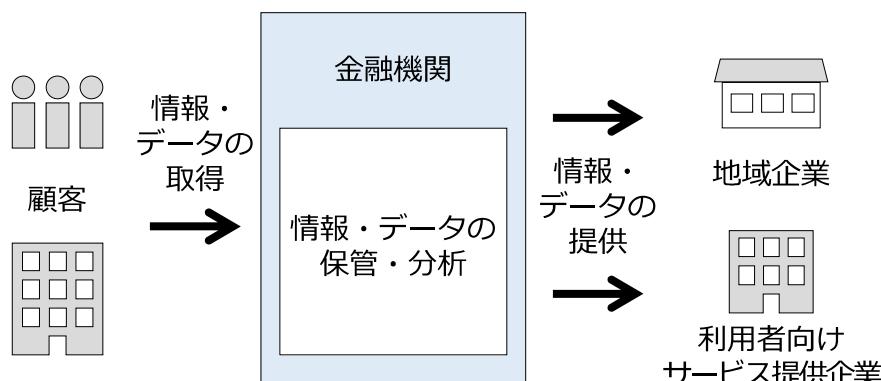
- 詐欺的な事案も多い等の指摘がある中、ICOに適用されるルールが不明確
- 収益分配を受ける権利が付与されたトークンについて、投資家のリスクや流通性の高さ等を踏まえ、
 - ・ 投資家に対し、**暗号資産を対価としてトークンを発行する行為に金融商品取引法が適用されることを明確化**
 - ・ 株式等と同様に、**発行者による投資家への情報開示の制度やトークンの売買の仲介業者に対する販売・勧誘規制等を整備**



情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた対応

保有する情報を第三者に提供する業務を 金融機関の業務に追加

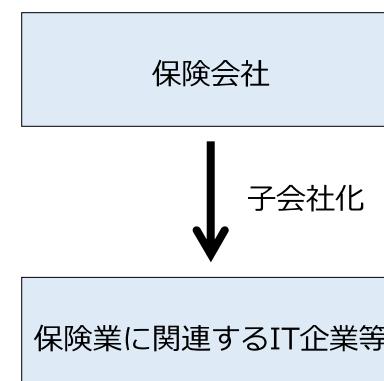
- 現状、金融機関が保有する情報・データは、基本的に金融機関自身の業務のみに活用
- 金融機関が地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりできるよう、その業務に、顧客に関する情報を同意を得て第三者に提供する業務等を追加



※ 金融機関は、引き続き個人情報保護法令を遵守する必要

保険業に関連するIT企業等を 保険会社の子会社対象会社に追加

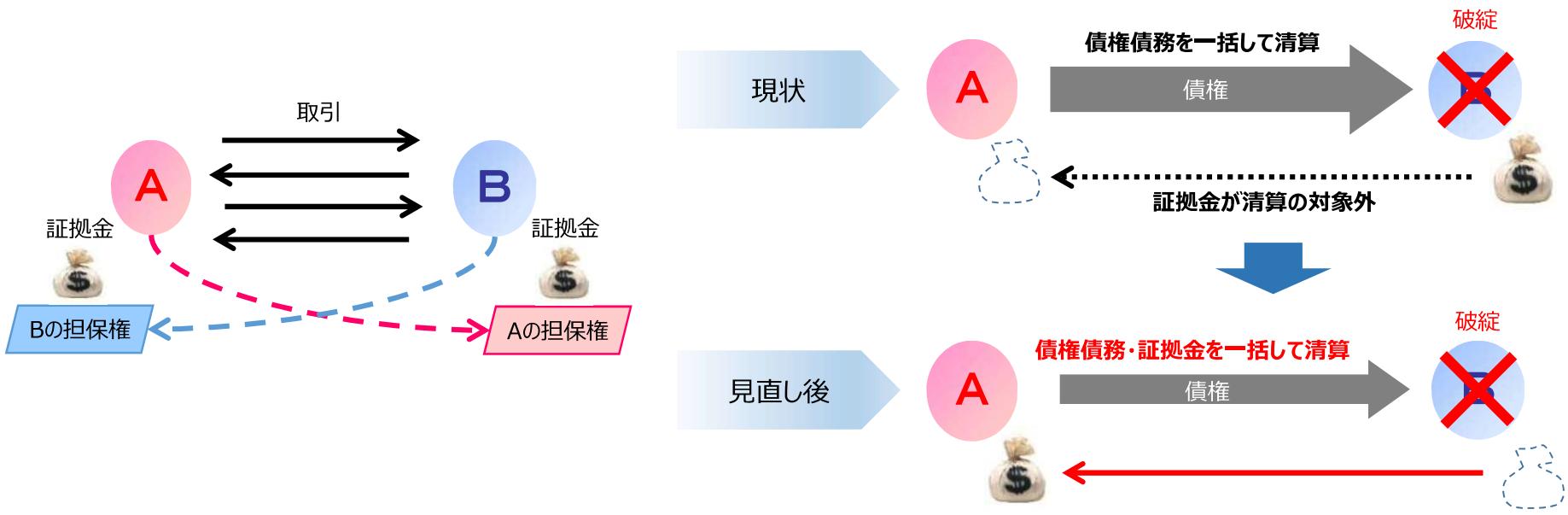
- 現状、保険会社の子会社は、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことはできない
- 保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連するIT企業等を追加



情報通信技術の進展を踏まえたその他の対応

店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関する規定の整備

- 情報通信技術の進展を背景とした金融機関間での国際的な店頭デリバティブ取引の増加を踏まえ、
国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について、円滑な清算を可能とする規定を整備



データの差押え等に関する規定の整備

- 刑事訴訟法等と同様に、金融商品取引法の違反事案の調査において、電子的に保管されたデータの
差押え等を可能とする規定を整備